



未熟児養育医療について

未熟児養育医療給付とは？

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。ただし、世帯の所得税額に応じて、入院治療費の一部は自己負担となります。

対象となるのは

岩手県内に在住で、出生体重が2000g以下で、生活力が特に薄弱であるもの等、指定医療機関の医師が入院による養育の必要を認めた新生児です。

対象範囲は

対象となる医療は、入院治療に対する医療に限ります。保険給付金の対象にならないもの（容器代、ベットの差額、文書料など）や認定された疾病以外は医療の給付の対象になりません。

給付範囲は

指定医が必要と認めた期間です。

申請に必要な書類

給付の対象となると診断されたら速やかに申請してください。退院後の申請は受け付けることができませんのでご注意ください。

- ① 養育医療給付申請書
 - ② 養育医療意見書
 - ③ 世帯調書
 - ④ 所得税を証明する書類（一人一人の収入状況によって提出書類が異なりますので、窓口にて担当者へご相談ください。）
 - ⑤ 健康保険証（提示）
- ※ 印鑑を準備してください

自己負担は

指養育費医療機関における養育医療にかかる入院治療費のうち医療保険適用後の自己負担額に対して公費負担されます。ただし、世帯の所得税額に応じて、治療費の一部は自己負担となります。支払った一部負担金は、乳幼児医療費助成事業の対象となりますので、領収書を持って市民課で手続きをしますと還付が受けられます。

お問い合わせ

遠野健康福祉の里 福祉課母子保健係 62-5111（代表）